

国土交通省東日本大震災復興対策本部（第22回）（国土交通大臣指示）

（令和8年3月11日）

一 東日本大震災から15年の節目を迎えました。東北の被災地においては、住宅再建、道路・港湾等の公共施設の復旧に加え、復興まちづくりも着実に進展しています。他方で、福島原子力災害の影響が残る地域では、避難者の帰還促進、生活環境の整備、産業・生業（なりわい）の再生など、引き続き取り組むべき課題が存在しています。

来年度から始まる5年間の「第3期復興・創生期間」にあたり、復興の歩みを止めることなく、次に掲げる取組を強力に推進するようお願いします。

二 原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域においては、住民の帰還や居住を進める区域について、避難指示解除に向け、除染に合わせたインフラの復旧を着実に実施してください。

また、避難指示が解除された地域においては、拠点となる市街地やインフラの整備、地域公共交通の確保など生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から推進するとともに、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進してください。

三 職員各位におかれては、引き続き、現場主義を徹底し、東北の被災者に寄り添いながら、省を挙げて、安全・安心な国土づくりに向けて、復興に全力で取り組んでください。

また、震災の記憶を風化させることなく、得られた教訓を全国へ広く展開し、防災力の向上に向けた取組の推進をお願いします。